## 債権者集会招集

**平成２５年（フ）第８４号**
奈良県桜井市大字大西258番地の１
破産者　株式会社桜井生コンクリート工業所
１　期日　平成27年１月13日午後１時10分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年11月21日　奈良地方裁判所

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第３８４７号**
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目22番14号
破産者　田中　一宇
免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
平成26年11月20日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責審尋期日

**平成２６年（フ）第１１１４０号**
東京都文京区本駒込５丁目44―11、住民票上の住所東京都新宿区百人町１丁目19―２―306
破産者　西崎　元信
審尋期日　平成27年２月16日午後１時30分
平成26年11月19日
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算終結

**平成２６年（ヒ）第１４号**
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目７番10号
清算株式会社　株式会社ＣＯＭＥ ＢＵＹ ＪＡＰＡＮ
代表清算人　中澤　英一
１　決定年月日　平成26年11月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 監 督 命 令

**平成２６年（再）第５０号**
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字新開333番地１
再生債務者　第一紙工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区銀座７丁目16番14号銀座イーストビル７階　銀座新明和法律事務所　弁護士　山本　眞弓
平成26年11月19日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（再）第２０号**
大阪市西成区南津守６丁目３番６号
再生債務者　五鈴精工硝子株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区高麗橋２丁目５番10号アイケイビル３階　密総合法律事務所　弁護士　密　　克行
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年11月20日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生計画認可

**平成２６年（再）第１号**
静岡県浜松市南区白羽町874番地の２
再生債務者　株式会社エスケイ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年11月19日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

## 再生手続終結

**平成２４年（再）第２２号**
新潟県新発田市藤塚浜3310番地８
再生債務者　株式会社エヌビーフーズ（旧商号株式会社ニイブロ）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年11月19日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（再）第２６号**
山形市大字漆山2497番地
再生債務者　漆山管財株式会社（旧商号東北ビバレッジ株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年11月19日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（再）第６６号**
兵庫県神戸市中央区港島南町７丁目１番９
再生債務者　株式会社花鳥園
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

## 再生手続廃止及び保全管理命令

**平成２５年（再）第３号**
熊本県菊池市七城町蘇崎1196番地６
再生債務者　株式会社津地
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　熊本市中央区花畑町１―７　ＭＹ熊本ビル８階　三藤法律事務所　弁護士　三藤　省三
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成26年11月19日
熊本地方裁判所民事第１部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２６年（再イ）第２６３号**
札幌市清田区平岡２条３丁目１番15―410号
再生債務者　松村　　透
１　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月24日から平成27年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（再イ）第４２号**
千葉県印西市美瀬１丁目７番地６
再生債務者　徳政　達也
１　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月24日から平成27年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（再イ）第３０号**
兵庫県伊丹市野間３丁目７番７号
再生債務者　西川　雅已
１　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月24日から平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２６年（再イ）第１１１号**
埼玉県上尾市大字南530番地８
再生債務者　高橋　友春
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月11日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月25日から平成27年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部